

宇城市公共交通連携協議会規約

（目的）

第1条 宇城市公共交通連携協議会（以下「協議会」という。）は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号。以下「法」という。）第6条第1項の規定に基づき、地域公共交通総合連携計画（以下「連携計画」という。）の作成に関する協議及び連携計画の実施に係る連絡調整を行うため設置する。

（事務所）

第2条 協議会は、事務所を熊本県宇城市松橋町大野85番地 宇城市役所内に置く。

（事業）

第3条 協議会は、第1条の目的を達成するため、次の業務を行う。

- (1) 連携計画の策定及び変更の協議に関すること
- (2) 連携計画の実施に係る連絡調整に関すること
- (3) 連携計画に位置づけられた事業の実施に関すること
- (4) 前3号に掲げるもののほか、当協議会の目的を達成するために必要なこと

（組織）

第4条 協議会は、別表に1掲げる委員をもって組織する。

2 協議会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1人
- (2) 副会長 1人
- (3) 監事 2人

3 会長、副会長及び監事は相互に兼ねることはできない。

（委員の任期）

第5条 委員の任期は、次のとおりとする。

- (1) 別表1に掲げる委員のうち行政機関の職員及び団体の役員については、その職にある期間とする。
- (2) 前号以外の委員については、2年とする。ただし、欠員により新たに委員となった者の任期は、前任者の残任期間とする。

（役員の選出）

第6条 会長及び副会長は、委員の互選により選出する。

2 監事は、会長が委員の中から任命する。

（役員の職務）

第7条 会長は、協議会を代表し、その会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐して協議会の業務を掌理し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長の職務を代理する。
- 3 監事は、協議会の会計を監査する。

(会議)

第8条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 会議の議事は、出席委員の過半数で決する。

3 会議は原則として公開とする。ただし、会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる協議については、非公開で行うものとする。

4 協議会は、必要があると認めるときは、会員以外の者に対して、資料を提出させ、又は会議への出席を依頼し、助言等を求めることができる。

5 前4項に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(協議結果の尊重義務)

第9条 協議会で協議が整った事項については、協議会の構成員はその協議結果を尊重しなければならない。

(分科会)

第10条 第3条各号に掲げる事項について専門的な調査、検討を行うため、必要に応じ協議会に分科会を置くことができる。

2 分科会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(事務局)

第11条 協議会の業務を処理するため、協議会に事務局を置く。

2 事務局は、宇城市企画部企画課に置く。

3 事務局に事務局長、事務局員を置き、会長が定めた者をもって充てる。

4 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(経費の負担)

第12条 協議会の運営に要する経費は、負担金、補助金及びその他の収入をもって充てる。

(財務に関する事項)

第13条 協議会の予算編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(協議会が解散した場合の措置)

第14条 協議会が解散した場合には、協議会の収支は、解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。

(委任)

第15条 この規約に定めるもののほか、協議会の事務の運営上必要な細則は、会長が別に定める。

附 則

この規約は、平成22年3月16日から施行する。

別表 1（第 4 条関係）

法第 6 条第 2 項第 1 号の委員	企画部長
	土木部長
	健康福祉部長
	教育部長
法第 6 条第 2 項第 2 号の委員	九州産交バス株式会社の代表者または、指名する者
	産交バス株式会社の代表者または、指名する者
	熊本バス株式会社の代表者または、指名する者
	株式会社シークルーズの代表者または、指名する者
	九州旅客鉄道株式会社の代表者または、指名する者
	社団法人熊本県バス協会の代表者または、指名する者
	社団法人熊本県タクシー協会の代表者または、指名する者
	熊本バス労働組合の代表者または、指名する者
	全九州産業交通労働組合の代表者または、指名する者
	熊本県宇城地域振興局土木部長または、指名する者
	熊本県土木部港湾課長または、指名する者
法第 6 条第 2 項第 3 号の委員	熊本県公安委員会の代表者または、指名する者
	住民または利用者の代表
	宇城市観光物産協会会長または、指名する者
	熊本県宇城地域振興局総務振興課長または、指名する者
	熊本県地域振興部交通対策総室長または、指名する者